

# ねりまの文化財

## ふるさとねりまの文化財

### 新規指定・登録文化財紹介

平成一四年二月三日、「金乗院御朱印状」を練馬区の文化財として指定し、「石神井城跡出土小刀」など5件を新たに区の登録文化財としました。

昭和六一年に練馬区文化財保護条例が制定されてからこれで、登録文化財が三六件になり、その中で特に重要なもの三五件が指定文化財となっています。文化財の指定や登録は、教育委員会が調査した結果や登録は、教育委員会が調査した結果を学識経験者で構成する「練馬区文化財保護審議会」に諮り、所有者などの同意を得て決定します。指定、登録した文化財には説明板を設置するなど、活用するに努め、保護していき



審議会の現地調査

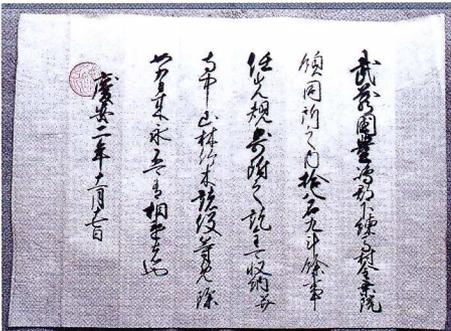
#### 金乗院御朱印状

指定有形文化財

#### 所在地 金乗院 錦二の四

徳川将軍が金乗院の寺領一八石九斗について、年貢などの免除を保証した文書です。慶安二年(一六四九)三代将軍家光が発行した朱印状から、五代綱吉(貞享二年・一六八五)、八代吉宗(享和三年・一七一八)、九代家重(延享四年・一七四七)、一〇代家治(宝暦一二年・一七六二)、一一代家斉(天明八年・一七八八)、二二代家慶(天保一〇年・一八三九)、三三代家定(安政二年・一八五五)、一四代家茂(万延元年・一八六〇)まで、九点が一括して漆塗りの「御朱印箱」に納められています。在位期間が短いなど、朱印状を発行しなかった将軍もいましたので、ほぼ歴代将軍の朱印

練馬区教育委員会  
生涯学習課  
(文化財係)  
☎ 3993-1111  
〒 176-8501  
練馬区豊玉北6-12-1



徳川家光朱印状

状が伝えられています。家斉朱印状を除き、高級紙である大高檀紙が用いられています。

朱印状は家康が江戸に移った翌年の天正一十九年(一五九二)から江戸や近郊の寺社に対して発行しています。区内では、三宝寺(石神井台)をはじめ、七寺院に朱印状が認められています。寺社の格式を示すとともに、将軍の権威を示すものでもありました。  
〔非公開。ただし、境内に家光朱印状を刻んだ石碑があります〕

#### 石神井城跡出土小刀

登録有形文化財

#### 所在地 練馬区郷土資料室

平成一二年十一月の石神井城跡構造解明発掘調査の出土品です。都立石神井公園の三宝寺池南側台地には、中世の武将である豊島氏の城が築かれていました。当時の城は土塁(盛土)や堀で防御されていました。城の中心部分と推定されている主郭は水川神社東側で、現在でも土塁と堀の痕跡を認めることができます。

この小刀は主郭の土塁の下の層から出土しました。土塁が築かれたのは、最近の調査から一五世紀半ば頃と考えられています。また、太田道灌に攻められ、豊島氏が城を放棄したのが文明九年(一四七七)ですので、小刀が使用された時期は一四七七年以前となります。小刀は鍛造で、刃の先端が欠けており、現存している部分の長さは一六・三cmです。全国的にもこの時期の小刀の類例は少なく貴重な出土品です。  
〔常時展示はしていません〕



# 文化財を楽しんでみませんか

## 平成一四年度事業予告

### 文化財講座

区民の皆さまに文化財への関心を高めていただくために、講義や見学、実習を組み合わせ「文化財講座」を実施しています。今年度は次の内容での実施を予定しています。

#### 〔学習会・ねりま文化財いどばた会議〕

文化財から歴史を知る方法を学ぶとともに、文化財が私たちの生活にどのような役割しているのかを考えます。

▼開催時期 七月〜一〇月(全5回)

▼六月一―号ねりま区報で募集

#### 〔伝統工芸について〕

練馬区伝統工芸会の協力を得て、区内伝統工芸を紹介し、その歴史や技術などを学びます。

▼開催時期 未定

#### 〔区内文化財を調べて歩く〕

文化財の見方や調べ方を講義で学び、事前調べをしてから、区内文化財をグループに分かれて探訪します。

▼開催時期 来年三月

#### 〔ねりま郷土研究発表会〕

郷土史などに関わる研究成果を紹介し、郷土への理解を深めます。

▼開催時期 来年二月〜三月

### 石神井城フォーラム2002

平成一〇年度から開催している「石神井城フォーラム」は、都内の文化財を一斉に公開する「東京文化財ウィーク」の参加事業です。中世の武将、豊島氏の城であった石神井公園内石神井城跡で開催します。昨年は雨で中止になり、今回で四回目となりますが、次の内容での開催を予定しています。

☆市民参加による石神井城跡構造説明発掘調査

☆発掘現場の公開・解説

☆いままでの石神井城跡発掘調査の成果に関する講演会と出土品展示

☆文化財の活用について考える催し「いどばた会議」

☆区内文化財探訪写真パネル

☆中世武将などに扮して写真を撮ったり、文化財に関するクイズなどを解く「写真撮影と体験コーナー」

▼開催日 一月九日(土)

※発掘調査参加は一月上旬

### 尾崎遺跡解説会

東京都指定史跡「尾崎遺跡」と練馬区指定文化財の「尾崎遺跡出土品」を学芸員が解説します。

▼開催日 一月一〇日(日)  
▼ところ 尾崎遺跡資料展示室  
(区立春日小学校内)

### わがまち再発見 「ねりまの散歩道を歩く」

区が設定した「ねりまの散歩道」などを講師の解説を聞きながら歩き、郷土への理解を深めます。

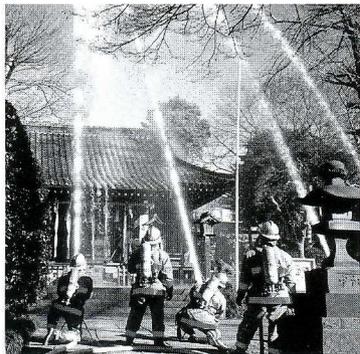
▼開催時期 一〇月下旬

### 文化財防火デー

昭和二四年一月二六日、法隆寺金堂壁画が焼損したのをきっかけに、この日が「文化財防火デー」と定められました。

全国で文化財防火運動が行われ、区内でも練馬・光が丘・石神井の三消防署が消防訓練を行います。文化財を火災などから守り、次の世代に伝えていくため、皆さんに見学を呼びかけています。

▼開催時期 来年一月二六日前後



参加申込み方法等は適宜「ねりま区報」等でお知らせします。

### 新刊紹介

## 『練馬の種子屋』

郷土資料室では、このたび「練馬の種子屋」を刊行しました。

練馬区はかつては大根などの根菜類の生産が盛んでした。種子屋はこれらのタネを専門に作り、農家に優良なタネを提供することで野菜作りを支えてきました。

練馬区には、旧下練馬村地域を中心に多くの種子屋がありました。近在の農家はもとより、遠方へもタネをもたらすことで、練馬大根など、当地の特産物を全国に広める役目も果たしました。

本書では、ねりまの農業の発展に重要な役割を果たしてきた練馬の種子屋について、写真や文献資料で紹介し、その歩みを振り返っています。

○A4判 八九ページ

○価格 三〇〇円

○頒布場所 区民情報ひろば

(区役所本庁舎2階)

郷土資料室

(石神井図書館地階)

# 文化財を次代に伝える

## 文化財保護推進員の活動にご協力を

練馬区文化財保護推進員制度は、練馬

区文化財保護条例に基づき、昭和六三年に設置されました。任期は二年間で、平成一四年二月一日付で第八期目の十二名を委嘱しています。

推進員の方々は、一二に分けられた区内の各地域を担当し、文化財保護のため、巡回、調査、区民へのお声かけなどの活動を地道に続けております。また、様々な文化財関係事業にもご協力いただき、文化財保護の考え方を広める役割も担っ

ています。

私たちの身近な文化財を守り、次世代に伝えていくうえで、きわめて重要な役割を担っている推進員活動にどうぞご理解とご協力をお願いします。

今期の推進員は、一〇名が再任で、榎山月子氏の後任に奥野雅司氏、瓜生清氏の後任に鷲田芳夫氏が就任されました。新たに推進員となりました奥野氏と鷲田氏に抱負をいただきましたので、ご紹介いたします。

**〔推進員と担当地域図〕**

|      |      |      |      |      |       |       |       |        |       |       |      |      |
|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|------|------|
| 12   | 11   | 10   | 9    | 8    | 7     | 6     | 5     | 4      | 3     | 2     | 1    |      |
| 井口敏  | 新井道子 | あらい井 | 石井薫  | 奥野雅司 | なが坂淳子 | かみ川葉子 | わだ田芳夫 | いわ崎美智子 | なか村理行 | くさ藤昌利 | 鈴木木元 | 徳川達子 |
| (再任) | (再任) | (再任) | (再任) | (新任) | (再任)  | (再任)  | (新任)  | (再任)   | (再任)  | (再任)  | (再任) | (再任) |

奥野 雅司さん

石神井台在住



神社仏閣に所蔵されている絵馬や石造物のほとんどには「奉納」の二文字が刻

まれています。「納め奉る」と書く訳です。単に「寄進」と同義語と思われる上にも「祈願」という強い祈りが込められているのです。

奉納物に限らずとも、有形無形の全ての文化財には、それを作った人や守り伝えてきた人々の無数の思いがこめられています。この「思い」こそが重要なのです。練馬区には、誇るべき郷土の文化財がたくさんあります。しかし、それは一度失われてしまえば、決して元に戻るとはありません。また、只とっておくというだけでは、やがて保存する意味自体が失われ、忘れ去られてしまうでしょう。私たちが受け継いできた文化を財産として、大切にその精神を次代に向けて育むことが、今求められているのではないのでしょうか。

文化財保護推進員の一人として、微力ながらも力を尽くして参りたいと思っております。皆さまのお力添えをどうかよろしくお願い致します。

鷲田 芳夫さん

東大泉在住



照姫の原点を尋ねて、石神井城フォーラムを手伝い、平成一〇年一月、東京文

化財ウィーク参加事業として練馬区では、「石神井城と自然をふるさとねりまの誇り」をテーマに、石神井城跡を会場に、遺跡発掘公開、豊島氏の行跡パネル展示等を開催しました。私は協力員として参加し、石神井川・白子川流域をはじめ、区内全域にわたり、様々な文化財が点在していることが分かり、先人が営々と培ってきた生きていくための努力や、時の経つ速さに、今更ながら驚嘆しています。

また、三宝寺池の小島に立つ石碑には、「星移り、物変わり、春秋を重ねる事五百回、天地の悠久に比すれば、人生蜉蝣の如く、興亡轉た夢の如し、往時を顧る者些なく、年経るにつれ此の郷土の貴き史蹟を忘れらるるを惜しみて、之を岩に鑄して後世に伝ふ」と刻まれ、六十五年前の先人も憂っています。

先人が残してくれた私たち共有の財産である文化財や自然を守り、ふるさとねりまの誇りを脈々と受け継ぎ、諸先輩の教導を受けながら、微力ですが子々孫々に伝承していきたいと考えています。

子ノ聖観世音碑  
登録有形文化財

●所在地 圓光院 貫井五の七

門に向かって左側に立っている高さ一七五cmの石柱です。正面に「子ノ聖観世音 南池山 圓光院」、向かって右側面に「文化七年小春吉日 今改曆 明治十三年四月 日 當所 寺世話人」、左側面に「池内商人構(講) 中 世話人 市□ 平□」(□は地中で判読できない)と刻まれています。文化七年(一八一〇)に地元の人によって立てられたもので、明治十三年(一八八〇)銘は碑の移設などを記したと思われます。

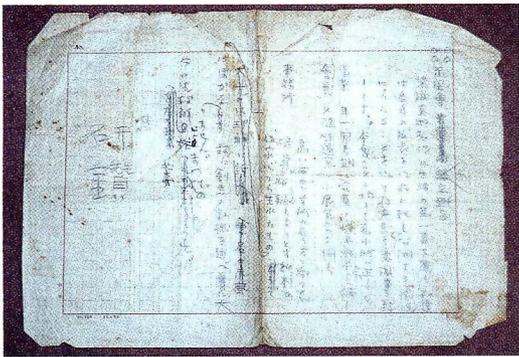


圓光院は、江戸時代の書物によれば、室町時代の終わりに円長法師が開いたとされ、観音堂があることが記されています。現在でも観音堂に安置される十一面観音は子ノ聖観音(ひじり観音とも呼ぶ)と称して、馬頭観音としても信仰されています。子の年、月、日に開帳されるとともに、明治の頃には「馬かけ(競馬)」行事が行われ、縁日には市が立ち、賑わいました。

広川松五郎関係資料  
登録有形文化財

●所在地 広川青五さん 練馬四丁目

大正から昭和にかけて活躍した工芸家です。特に、大正デモクラシーによる西洋化の流れの中で、近代工芸の誕生、確立に尽力しました。大正二年(一九一三)東京美術学校を卒業後、无型、実在工芸美術会などの設立に参画し、工芸改革の中心的役割を担いました。昭和一〇年(一九三五)、練馬区に居住しアトリエを構え芸術活動を行っていました。



示風会創立趣意書草稿

作品、下図、スケッチなどのほか、示風会創立趣意書草稿(昭和二六年)など工芸史に関わるまとまった資料です。  
〔非公開〕

二十三夜待供養塔  
登録有形民俗文化財

●所在地 天祖神社 下石神井六の一

鳥居をくぐって右側に三基の石造物が立っています。向かって左側のものが「二十三夜待供養塔」です。高さ一一七cmで角柱型、台石付きのものです。正面には勢至菩薩像が浮き彫りされ、「二十三夜待供養 文化十三丙子年 二月吉日建之」、向かって右側面に「武州豊嶋郡下石神井村」、台石にはこの供養塔を立てた人々の名前が刻まれています。文化十三年(一八一六)、旧下石神井村の二十三夜講の人々が立てたものです。



二十三夜待は、特定の月の二三日に仲間を集めて、月を拝み飲食を共にする民間信仰で、江戸時代には全国各地で盛んでした。この結びつきを「二十三夜講」と呼んでいます。区内での月待ちに関わる遺物は少なく、この地域で月待ちが行われていたことを示す貴重な資料です。

大氷川の力石  
登録有形民俗文化財

●所在地 氷川神社 氷川台四の四七

神楽殿前に四個、階段上の大樹の根元に二個置かれています。力石は江戸時代後期から明治期にかけて盛んに行われた若者の「力だめし」に使われた卵形の石です。この石を持ち上げることができると、石に名前などを刻んで(切付といいます)神社などに納めました。「力だめし」は、若者どうしの娯楽でもありましたが、力を示すことによって、一人前として社会で認められるという通過儀礼のひとつでもありました。



「三十五目」切付

神楽殿前の四個にはそれぞれ「奉納 三十五目 上宿」、「奉納 當村 新□」、「奉納 六拾貫目 □古谷戸 下嶋喜三郎」、「奉納 四拾五貫余 □湿化味 若者中」と判読できます。名前や地名、重量(一貫〓三・七五kg)などの切付であり、力石の典型を示しています。

文化財を見学の際は所有者や周囲の方々に迷惑がからないよう「配慮下さい」